

平成 25 年 2 月 1 日

写

要請団体 あて

技能実習生等受入適正化推進会議

座長 昀山 錚吾

外国人技能実習生の労働条件改善のための協力要請について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、岐阜県には全国で愛知県に次いで 2 番目に多くの外国人研修生・技能実習生が研修・実習活動に従事していますが、これら技能実習生等を受け入れている事業場の中には、1 か月 100 時間を超える長時間残業や割増賃金の支払い等に関し不適切な労務管理等が行われている事例が数多く見受けられます。

このような状況を踏まえ、岐阜労働局を始め関係機関においては、外国人技能実習生の労働条件確保に向け取り組んでいるところですが、この問題を解決するためには、関係機関相互の緊密な連携、県民や受入機関に技能実習生等の受入適正化のためのコンセンサスの形成を図ることが重要との観点から、関係機関及び労使団体が参集して平成 18 年 12 月に「技能実習生等受入適正化推進会議」(構成機関及び団体については別紙参照)を設立し、推進会議メッセージを発出する等外国人技能実習生の適正な受入に向けた取組みを行っています。(推進会議メッセージの内容については別添参照)

平成 22 年 7 月 1 日に施行された「出入国管理及び難民認定法」等の改正により、技能実習生は、短期の講習期間経過後、直ちに労働関係法令が適用されることとなったほか、協同組合等の監理団体による実習実施機関への指導・監督・支援体制の強化及び団体運営の透明化が強く求められることとなり、労働条件の確保・改善等の取組は、一層強化されました。然るに労働基準監督署等の監督指導時における事業主等の虚偽説明又は帳簿の改ざん等の隠蔽行為は後を絶たず、さらに監理団体ぐるみの隠匿も疑われる事案があるなどより一層の悪質化が進んでおり、問題は未だ解決されていません。

さて、外国人技能実習生の労働条件の適正化を図るためには、協同組合等の

監理団体の適正な管理と実際に技能実習生が実習活動を行う事業場における労働基準法等の関係法令の遵守が強く求められていますが、一方で、特に岐阜県全体の約6割の技能実習生等が従事している縫製業にあっては、外国製品との競争の激化等を背景とした縫製工賃単価の切下げ等の厳しい業界事情がこれら技能実習生の労働条件に与える影響が少なくないことも指摘されており、縫製を発注する事業者の皆様にも発注条件等の面で十分な配慮をしていただくことが重要であると考えています。

つきましては、貴団体傘下の会員各社が縫製の発注を行うに当たり、下記事項について格別の御理解・御配慮をいただくよう、本会議から要請します。

記

- 1 縫製事業場で就労する外国人技能実習生の長時間労働による健康障害等を防止するため、計画的な作業管理が行えるよう、発注条件をあらかじめ明確にした計画的・合理的な発注を行っていただくとともに、急な発注条件の変更等を行わないよう配慮をいただくこと。
- 2 発注契約においては、適正な工賃を設定していただくこと。

別紙

技能実習生等受入適正化推進会議構成機関、団体

(座長 榑山 錡吾 朝日大学大学院法科研究科教授)

- ・ 岐阜労働局
- ・ 名古屋入国管理局
- ・ 岐阜県
- ・ 岐阜県警察
- ・ 公益財団法人 国際研修協力機構名古屋駐在事務所 (J I T C O)
- ・ 日本労働組合総連合会岐阜県連合会 (連合岐阜)
- ・ 一般社団法人 岐阜県経営者協会
- ・ 岐阜県中小企業団体中央会